

総合事業

（介護予防・生活支援サービス事業）

全サービス共通事項および地域密着型サービス共通事項は
資料No.1でご確認ください

総合事業(介護予防ケアマネジメント・訪問型・通所型サービス)

介護予防ケアマネジメント、訪問型・通所型の従前の予防給付相当サービスについては基本報酬および加算、ともに国の基準に基づいて実施します。

介護予防ケアマネジメント



〈その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し〉
高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

初回加算 (1月につき)	300単位
委託連携加算	300単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100

総合事業（訪問型 従前の予防給付相当サービス）

基本報酬

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	週1回程度	1,176単位	→	週1回程度	1,176単位
	週2回程度	2,349単位		週2回程度	2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位		週2回を超える程度	3,727単位

〈その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し〉

高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
 選択的サービス複数実施加算の見直し、口腔管理に係る連携の強化、介護職員の処遇改善

総合事業（訪問型 従前の予防給付相当サービス／加算・減算）

令和6年4月時点

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100

初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 137/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 100/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の 55/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 63/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 42/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	所定単位数の 24/1000

高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

2

令和6年6月時点

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100

初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の 224/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の 182/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	所定単位数の 145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） ^(※5) (1)~(14)（1月につき）	所定単位数の 221/1000 から76/1000

(※5) (1) 221/1000, (2) 208/1000, (3) 200/1000, (4) 187/1000, (5) 184/1000, (6) 163/1000, (7) 163/1000, (8) 158/1000, (9) 142/1000, (10) 139/1000, (11) 121/1000, (12) 118/1000, (13) 100/1000, (14) 76/1000

高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

3

総合事業(通所型 従前の予防給付相当サービス)

基本報酬

基本報酬	改正前		令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	→	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・事業対象者	3,621単位

〈その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し〉
高齢者虐待防止の推進、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入、通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
選択的サービス複数実施加算の見直し、科学的介護推進体制加算の見直し、介護職員の処遇改善

総合事業(通所型 従前の予防給付相当サービス／加算・減算)

通所型サービスの加算・減算(令和6年4月時点)

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	-47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加算(1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)(1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)(1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき)	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき)	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき)	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき、3月に1回を限度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) <small>(1回につき、6月に1回を限度)</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) <small>(1回につき、6月に1回を限度)</small>	5単位
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 59/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 49/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 12/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の 11/1000

総合事業(通所型 従前の予防給付相当サービス／加算・減算)

通所型サービスの加算・減算(令和6年6月時点)

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100
業務継続計画未実施減算	- 1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	- 94単位、- 376単位 又は - 752単位
事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	- 47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算(1月につき)	100単位
若年性認知症利用者受入加算(1月につき)	240単位
栄養アセスメント加算(1月につき)	50単位
栄養改善加算(1月につき)	200単位
口腔機能向上加算(Ⅰ)(1月につき)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)(1月につき)	160単位
一体的サービス提供加算(1月につき)	480単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき)	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき)	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき)	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき、3月に1回を限度)	100単位
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) <small>(1回につき、6月に1回を限度)</small>	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) <small>(1回につき、6月に1回を限度)</small>	5単位
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の 92/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の 90/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の 80/1000
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき)	所定単位数の 64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)~(14)(1月につき)	(※3)所定単位数の 81/1000 から33/1000

総合事業(緩和した基準によるサービスについて)

訪問型は制度移行前の生活管理指導員派遣事業を参考に従前相当の75%

通所型は総合事業移行前の介護予防事業を参考に従前相当の83%で実施します。

訪問型サービス

基本報酬	改定前	
1月当たり	週1回程度	882単位
	週2回程度	1,762単位



基本報酬	令和6年度改正	
1月当たり	週1回程度	882単位
	週2回程度	1,762単位

通所型サービス

基本報酬	改定前
1月当たり	1,388単位



基本報酬	改定前
1月当たり	1,493単位